

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成三十一年二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年十二月二十六日奈良県指令中土第五一―一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十一年二月一日中土第七〇―一七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字橋本四〇番一二及び四三番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字阿部六八一番地の一〇

竹野徳之

一 許可番号

平成三十年十二月二十六日奈良県指令中土第五一―一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十一年二月一日中土第七〇―一八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字橋本四三番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字阿部六八一番地の一〇

竹野徳之